

住みやすく、学びやすく、働きやすく、

いきいきと輝いていけるまちづくりを

職種と主な配属先

事務職

住民登録、税金、福祉など市民生活に密着した業務や、企画、広報、文化観光などの市政運営に関わる業務まで、行政全般の多種多様な業務に従事します。

主な配属先 ほぼ全ての部署

電気技術職

学校、公民館、上下水道施設などの公共建築物の電気設備工事に関する計画・設計・施工監理を行うほか、施設の電気設備の制御、維持管理業務に携わります。

主な配属先 環境局、建設局、水道局 等

保健師

母子・成人・精神保健等の健康づくり事業、結核・感染症・難病対策や介護予防事業など、地域における保健活動を行い、市民の方の健康を支援します。

主な配属先 保健福祉局 等

消防職

火災現場での消火活動、事故現場などでの救急・救助活動のほか、火災予防の指導・規制などの業務に携わり、市民の身体・生命・財産を守ります。

主な配属先 消防局

環境整備員

環境センター等において、家庭ごみの収集のほか、道路、水路、公園等の維持管理・点検などの業務に従事します。

主な配属先 環境局 等

土木技術職

道路・公園・橋梁・上下水道などの土木工事の設計、施工監理、維持管理に携わるほか、都市計画の企画・調整など、幅広い分野で業務に従事します。

主な配属先 環境局、建設局、水道局 等

機械技術職

学校、上下水道施設などの公共建築物の機械設備工事に関する計画・設計・施工監理を行うほか、施設の機械設備の制御、維持管理業務に携わります。

主な配属先 環境局、建設局 等

栄養士

学校、保育園等における給食の衛生管理及び栄養管理、食育に携わります。また、食の面から疾病予防や健康増進に貢献する業務にも従事します。

主な配属先 保健福祉局、教育委員会 等

保育教育職

子どもたちに日々の「あそび」や四季折々の行事などを通じて、成長に必要な知識などを身につけられるように、発達に応じた保育をします。

主な配属先 保健福祉局、教育委員会

建築技術職

公共建築物の設計・施工監理、維持管理のほか、既存建築物の耐震化事業や、建築・開発の許認可など、建築行政全般にわたる業務に携わります。

主な配属先 建設局、教育委員会 等

化学技術職

大気・水質などの測定や分析、環境保全活動の推進、産業廃棄物処理業等の指導監督など、環境に関わる様々な業務に携わります。

主な配属先 環境局、保健福祉局、水道局 等

看護師

市民病院等において、医師や医療技術職などと協力しながら、患者の看護や診療の補助などの業務に従事します。

主な配属先 市民病院

獣医師

保健所において、犬の登録事務や犬・猫の譲渡、飼方指導のほか、飲食店、美容院、ホテルなどの営業許可や衛生的指導に関する業務に従事します。

主な配属先 保健福祉局 等

WEBサイトの職種紹介ページはこちら

ここで紹介している職種は、毎年採用があるとは限りません。各試験の実施の有無、採用予定人数、受験資格などは、必ず受験案内でご確認ください。



キャリアデザイン

人事異動について

倉敷市では、3年から5年程度で部署を異動するジョブローテーション制度を採用しています。係長級に昇任するまでに3つ程度部署を経験して、一定の経験や知識を身につけることができます。様々な部署を経験することができるので、自分の能力や適性を見出すきっかけになります。

ジョブローテーション制度の採用 ※例示



自己申告制度

全職員を対象とし、職員自身が毎年今後の人事異動やキャリアデザインに関する希望などを申告する制度です。

チャレンジ制度

特定の部署への異動について、「異動希望」で従事したいこと、できることを自己PRし、異動希望を申し出るものです。

庁内公募制度

特定の部署が特定業務に関する担当者を募集し、その部署を希望する職員が自ら異動希望を申し出るものです。

昇任について (代表的な昇任のフロー)



ワークライフバランス

休暇制度

年次休暇

年 20 日あり、未使用日数は 20 日を限度に翌年度に繰り越すことができます。時間(15分)単位での取得も可能です。

平均取得日数(令和6年度実績) **14.3日/年**

夏季休暇

6月から9月までの間で、5日取得できます。

結婚休暇

入籍日または挙式日から半年の間で、連続した5日取得できます。

リフレッシュ休暇

勤続10年・15年・20年・25年の職員を対象に、決められた日数分の休暇を取得できます。

健康管理休暇

勤続30年・35年・40年の職員を対象に、決められた日数分の休暇を取得できます。

※他にも忌引休暇等があります。

出産・育児

出生サポート休暇

不妊症又は不育症の治療等のために、1年度につき5日を限度に取得できます。

妊婦検診休暇

妊娠中又は出産後1年以内に、健康診査を受ける場合に取得できます。

つわり休暇

つわりのため勤務することが困難である場合に、妊娠期間に5日を限度に取得できます。

通勤緩和休暇

通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に支障を与える場合に、1日1時間を限度に取得できます。

産前産後休暇

出産予定日8週間前から出産後8週目までの期間取得できます。

出産補助休暇(男性のみ)

配偶者が出産のため医師の診察を受けた日及び入院した日以降1ヶ月以内の期間に3日を限度に取得できます。

取得率(令和6年度実績) **97.3%**

育児参加休暇(男性のみ)

出産予定日8週間前から出産後1年以内の期間に5日を限度に取得できます。

取得率(令和6年度実績) **82.4%**

育児休業

子が3歳に達する日までの間、原則2回まで取得できます。

取得率(令和6年度実績) **女性100% 男性79.7%** ▲

育児時間

生後満1歳に達しない生児を育てる場合は1日2時間を限度に、生後満1歳以上満3歳に達しない生児を育てる場合は1日1時間を限度に取得できます。

部分休業

小学校就学前の子を養育する場合に1日2時間を限度に取得できます。

子育て支援時間

小学校就学後から小学校3年生までの子を養育する場合に1日2時間を限度に取得できます。

子の看護等休暇

中学校卒業前の子の看護を行う場合、又はその子が在籍する学校等の行事に参加する場合に1年度につき5日(対象の子が2人以上の場合は10日)を限度に取得できます。

給与・福利厚生

WEBサイトでご確認ください

